

仕様書

1. 事業名

富岡町デマンドバス運行業務委託

2. 事業概要

富岡町は、平成29年4月及び令和5年4月の避難指示解除により、着実に町民が帰還しているものの、居住人口の3割が高齢者であり、交通弱者が多く占めている。

のことから、帰還後の生活の足の確保が急務であるため、本事業は帰還困難区域を除く富岡町内を対象としたデマンドバスの運行により、帰還した町民の生活を補助し、今後の帰還を望む町民における輸送を担保するものである。

3. 委託業務概要

(1) 業務数量及び金額

- | | |
|----------|--|
| ○運行時間 | 1日あたり 7時間 (9:00~17:00、1時間の休憩を挟む) |
| ○運行日数・台数 | 週4日・2台での運行 (月・水・金・土) |
| | 年間 209日 ※別紙運行カレンダー参照 (祝日も運行) |
| ○運行エリア | 帰還困難区域を除く富岡町内一円 |
| ○契約額 | (一社)福島県タクシー協会が公表している「一般乗用旅客自動車運賃料金表(福島県)」の特定大型車の時間制運賃を業務量に乘じた額とする。 |

(2) 主な業務の内容

- ・帰還困難区域を除く富岡町内一円のデマンドバスの運行業務
- ・運行日報等を作成し、富岡町に運行状況等を報告する業務
- ・利用対象者は富岡町民及び富岡町が認めた者に限る
- ・効率の良いルートを選択し、利用者の待ち時間削減に努めること。
- ・感染症対策を行い利用者が安心して乗車できるよう心掛けること。

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 適用範囲

本仕様書は、標記事業に適用する。また、本仕様書に定めがない事項は、別途協議するものとする。

5. 事業期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日(運行カレンダーの通り)

【裏面へ】

6. 準拠仕様

本業務の履行にあたり、本仕様書によるほか、道路運送法、道路運送車両法、道路交通法等、関係諸法令を遵守し安全な運行に努めること。

7. 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、富岡町と事業者で協議のうえ解決し、業務が円滑に進捗するよう両者で努めることとする。